

日帝下朝鮮の地域社会研究と「草の根植民地支配」について —— 1920年代「府・面協議会」の設置と運用事例をもとに

洪 淳 権

はじめに

この20年余り、日帝下朝鮮における地域社会に関する研究には、多くの蓄積が見られた。このような植民地期地方史研究の隆盛は、韓国内外の学界で続いている「植民地近代化」をめぐる論争と地域史に対する関心の高まりとが相まって生じた現象と見られる。しかるに、日帝下朝鮮の地域社会の性格をどのように理解するかについてはなお解明せねばならない多くの課題がある。本稿は、この間の研究成果を土台としつつ、植民地期の地域社会の性格に関する議論をさらに深めるべく、日帝下「地域社会における植民地支配」の問題について考察するものである。そのためにまず筆者なりにこれまでの研究成果を大別してみると、以下のように整理できる。

第一に、地域社会の社会運動を、植民地期の民族運動の一環として、あるいは民族運動との連関から理解しようとする観点である。民族運動史の側面から青年運動や実力養成運動など、社会運動の流れを地域社会の変化と関連付けて理解しようとする研究がこれに当たる¹。

第二に、地域社会の開発事業と「植民地公共性」に関する研究がある。植民地期の地域開発または地域開発事業が持つ植民地性と近代性を「植民地公共性」の概念を用いて統合的に理解しようとする近來のさまざまな研究を挙げることができる。最近韓国で刊行された尹海東・ファンビョンジュ編『植民地公共性——実体와 隱喩의 距離』(서해문집, 2010年)は、既存の研究成果に立って「植民地公共性」の問題を総合的にまとめた研究といえる²。

第三に、植民地期の地域社会の支配構造に関する研究が挙げられる。植民地期の地方有力者層と植民地当局との権力関係を究明することで、植民地期の地域社会の政治的な支配秩序を明らかにしようとする研究であり、「有志集団」などに関する一連の研究がこれに当たる³。

1 これに関する研究は無数にあるが、本稿に関連する釜山・東萊の事例に関する最近の論文を紹介すれば、以下のようなものがある。姜在淳「新幹会 釜山支会와 地域社会運動」(『지역과 역사』第1号、1996年)、李松姫「日帝下 釜山地域の 女性運動 (1) —— 1920年代를 中心으로」(『부산사학』第34集、1998年)、同「日帝下 釜山地域の 女性团体에 関한 研究 —— 1920年代를 中心으로」(『国史館論叢』第83集、1999年)、金勝「韓末・日帝下 東萊地域 民族運動과 社会運動」(『지역과 역사』第6号、2000年)、同「1920年代 慶南東部地域 青年運動」(釜山大学校大学院博士学位論文、2003年)。

2 同書には、尹海東・황명준などの韓国の学者の論考のみならず、この間、日本の学界で関連する問題を掘り下げてきた並木真人の論考も収められている。

3 これに関わるテーマを本格的に探究してきた代表的な研究者として、池秀傑・金翼漢・尹海東らが挙

以上の多様な研究は、植民地朝鮮の地域社会の変化のみならず、究極的には植民地統治の本質や性格の究明を志向するもので、日本帝国主義の朝鮮支配の性格をめぐるこれまでの多様な論争とも関連している。また、こうした研究は、植民地期の地域社会に対するミクロな分析を通じて既存の「支配と抵抗」というマクロな議論の限界を克服し、より多角的に深層を理解しようという試みと考えられる。その結果、植民地期の地域社会に対する認識が以前に比し厚みを増したことは明らかである。しかし、今までの研究の多くは、植民地権力と朝鮮民衆を基本的対象にしており、その点では、いずれの研究にも限界がある。すなわち、地域社会の問題を考察しながらも、植民地支配の主体であると同時に自身も統治の対象とされていた——その意味では朝鮮人とは区別されるもう一方の他者として存在した——在朝日本人および在朝日本人社会の問題については消極的にしか取り扱ってこなかったのである。

周知の通り、西欧帝国主義の植民地支配方式はイギリス型とフランス型に分けられる。前者が植民地の伝統と文化のアイデンティティを認め維持するという間接的な支配方式を用いたとすれば、後者は植民地の民族的アイデンティティを否定し、彼らを本国に徹底的に同化させようとする積極的な支配方式である。日本帝国の朝鮮支配を後者の類型に近いと考えるなら、その理念的な根拠は日帝が「内鮮一体」として標榜した「同化主義」に求められる。日帝の朝鮮侵略過程で、絶えず進行してきた日本人の移住政策はこのような同化主義政策を実現するための核心的な手段であった。植民地朝鮮には多数の日本人が移住し、主に都市に集住して独自のコミュニティを形成した。したがって、農村を除いて都市を中心として見た場合、植民地期朝鮮の地域社会は朝鮮人社会と日本人社会が共存する「多民族的空間」ないし「二重都市空間」と定義できよう。植民地期の地域開発と近代化は、まさにこのような他民族（両民族）で構成される「二重都市」という特殊空間の中で生じた現象だったことに目を向ける必要がある。

そして、日帝の朝鮮強制併合以降に実施された植民地地方制度は、まさしくそのような日本人の集団移住によって形成された「多民族的空間」を前提として整備された。その点で、1910年代の準備段階を経て、1920年と1930年の二度にわたり改正された地方制度である府・面協議会、または府会・邑会と呼ばれた「地方協議体」の設置は、日本帝国が植民地の地域社会において推進した同化主義の具現過程と理解することができる。そして、その究極的な目的が植民地体制を地域社会レベルで揺るぎなく根付かせることにあったとするならば、これを「草の根植民地支配⁵」と名付けてもよいだろう。本稿は、かかる観点

げられる。彼らの主要研究成果は次のようなものである。金翼漢「植民地期朝鮮における地方支配体制の構築過程と農村社会変動」（東京大学大学院 博士学位論文）、池秀傑「日帝下 全南 順天地域斗 小作人組合運動斗 官僚——有志 支配体制」（『한국사연구』第96号、1997年）、尹海東『支配斗 自治』（역사비평사、2006年）。

4 強制併合がなされた1910年末時点で14万6147人だった在朝日本人の総人口は、1920年末には34万7850人に急増し、1944年5月の人口調査統計では71万2583名となった（朝鮮総督府編『統計年報』各年版、および『1944年5月人口調査結果報告』参照）。

5 高崎宗司『植民地朝鮮の日本人』（岩波書店、2002年）の「はじめに」から借用した。同書によれば、「日本による朝鮮侵略は、軍人によってのみ行なわれたわけではなかった。むしろ、名もない人々の

から植民地期の地域社会に関する既存の研究を批判的に検討することを目的としている。⁶

1 植民地朝鮮における自治体論議と「地方協議体」

1919年、三・一運動の勃発によって武断的な植民地統治の限界が露わになると、日帝は「文化政治」という名称でその統治方式を変えた。憲兵警察制度を普通警察制度に変え、朝鮮人に言論・出版・結社の自由を部分的に許容し、地方制度を改正するなど、外見上、朝鮮人の政治的参与を受容するような政策を展開した。これまで学界では、1920年の地方制度改正に伴う府協議会と一部の面協議会の選挙制導入を、そうした「文化政治」の副産物と見なしてきた。むしろこのような認識が間違っているわけではないが、だからといって1920年の地方制度の改定を「文化政治」の施恵的な措置としてのみ解釈できるのか。必ずしもそれだけではあるまい。1920年の地方制度改定の根底には、それまで在朝日本人の間で絶えず議論されてきた自治制導入の要求および地域（都市）開発事業という植民地を統治する上で必要とされる、新たに台頭してきた地域問題が横たわっていた。

特に強制併合以後、朝鮮総督府が推進してきた市区改正事業など、地域開発事業が本格的に展開するにつれ、それらの事業の直接的な利害関係者であった主要都市の日本人資本家を中心に「地方自治」の要求が次第に強くなっていった。⁷したがって、1920年代の「文化政治」を単なる植民地の民衆に対する統治方式の戦術的変化としてのみ見るのは、当時の地域社会で起きた政治的・社会的変化の意味を過度に単純化してしまう恐れがある。

1919年8月の齋藤実朝鮮総督の赴任以降、朝鮮において自治制をめぐる議論ないし自治運動が高揚したのは事実であるが、植民地朝鮮における「自治」問題は、それ以前に開港場など主要都市の在朝日本人を中心としてすでに提起されていた。すなわち、日本人の自治要求は、1914年の「府制」実施以前のいわゆる「居留民団時代」の自治の経験を基盤としていたのである。もちろん在朝日本人の自治制議論は、日本本国つまり「内地」で実施されていた町村制の「外地」への移植に関連するもので、朝鮮人の政治参与とは無縁であった。彼らは、強制併合以前、すでに町村制と類似した居留民団の自治経験を持っていた。特に1914年の「府制」実施に伴う居留民団の解散以後、「市街地令」の公布と「市区改正事業」の本格的施行に対応すべく、在朝日本人共同体における自治制導入の必要性はより切実な問題と受け止められるようになっていったのである。⁸

このような在朝日本人による自治制の要求と並行して、朝鮮総督府側も地方レベルでの

「草の根の侵略」、「草の根の植民地支配」によって支えられているのである」とされている。

6 ただ本稿は、基本的に筆者がこれまで発表してきた研究成果をもとに整理したものであり、歴史的事実に関わる具体的な内容については逐一注を付さなかった。筆者の既発表論文は、洪淳権『近代都市と地方権力——韓末・日帝下釜山の都市発展と地方勢力の形成』（선인、2010年）に収められている。

7 居留民団は、1906年8月15日、統監府令第21号に基づき、朝鮮内の各開港場の日本居留地に設置された。

8 この点については、洪淳権『釜山都市史研究の基礎的検討——韓末・日帝初期在釜日本人の自治組織と政治活動』『釜山の都市形成と日本人들』（선인、2008年）で詳しく検討した。